

WEBセミナーを受講いただきました会員・会友の皆様

訂正後の有価証券報告書に内部統制報告書がついていない点についてご質問があり、つくのではないかと回答しましたが、「「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）」1—1 で、訂正内部統制報告書は、監査証明の対象とはならない事が記載されていまして、訂正内部統制報告書がついていないことで問題はないことになります。セミナーでの発言を訂正させていただきます。

また、レジュメ 13 頁の論点 4 で、2 期連続の債務超過となることを避けるとの記載がありますが、訂正後の有価証券報告書では 2018 年は債務超過とならず、2019 年のみ債務超過との記載となっており、白山工場の減損金額を 2018 年に移せば、2019 年は債務超過の数値とはならないため、2 期連続の債務超過とはならない可能性が高いと考えられるため、エクイティファイナンスを受ける重要な 2018 年 3 月期に減損して単体での債務超過となる事態を先送りしたいことが理由と推測されると訂正させていただきます。準備不足等で不正確な説明とレジュメとなっていたこととお詫びするとともに、今後、このようなことがないようにさらに研鑽を続けるつもりですので、引き続き、ご指導等を賜りたく、よろしくお願いします。

東京霞ヶ関法律事務所 弁護士遠藤元一